

Q1. 西東京市くらしヘルパーは何ができるのですか。

A1. 従来の介護予防訪問介護における“生活援助”と同様のサービスを行うことができます。したがって、身体介護は行うことはできません。（ただし、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（老計10号1-6）については提供可能です。）

なお、西東京市くらしヘルパーが従事できるのは、西東京市の市独自基準の訪問型サービス（A3）（以下、「訪問型サービスA」といいます。）のみです。したがって、他の市区町村の訪問型サービスAに従事を希望する場合には、その市区町村が実施する研修を修了する必要があります。

同様に、他の市区町村の研修を修了した方であっても、西東京市の研修を修了しないと、西東京市の訪問型サービスAには従事できません。

Q2. 資格者証などは発行されますか。

A2. 全てのカリキュラムを修了された方に、修了証明書が発行されます。

令和3年度から、市が研修を実施した場合は市が修了証明書を発行し、訪問型サービス事業者がDVDを使用して研修を実施した場合は当該訪問型サービス事業者が修了証明書を発行することとなります。

なお、令和3年度から修了証明書の様式がA4版サイズのものに変更となりますが、令和2年度までに研修を修了された方がお持ちの名刺サイズの修了証明書も、引き続き有効なものとして取り扱うこととします。

Q3. 研修修了者から雇入希望の連絡が来たら、必ず雇入れしないとイケないのですか。

A3. 連絡のあった研修修了者を雇入れするか否かは、すべて各事業所様のご判断に委ねられます。研修修了者と面接等を実施した上で、人物像や勤務条件等からご判断いただき、採用の可否を決定してください。（雇用に係る条件や契約手続等の一切については各事業所様のご判断にお任せします。）

なお、「面接を実施した結果、条件が合わず不採用となる場合がある」ということは、テキストにも明記しています。

Q4. 西東京市くらしヘルパーの研修を行った場合や、雇入れした場合等、市への報告は必要ですか。

A4. 研修を行ったことについては、市への報告等は不要ですが、雇入れをした場合には、市へ変更届出書の提出が必要となります。

また、西東京市くらしヘルパーが退職した場合や、他の資格にステップアップした場合にも、改めて変更届出書の提出が必要となります。

なお、これとは別に年に1回程度、簡単な雇用状況調査を行う予定ですのでご協力をお願いいたします。(毎年4月を予定)。

Q5. 同一の利用者に対して、有資格のヘルパーと西東京市くらしヘルパーとを組み合わせでシフトを組んでサービス提供することは可能ですか。

A5. そのようなサービス提供も可能です。

(令和3年4月より、同一の利用者に対して、有資格のヘルパーと西東京市くらしヘルパーとを組み合わせでシフトを組んでサービス提供することが可能となりました。単位数については、西東京市くらしヘルパーの単位数設定を廃止し、有資格のヘルパーの単位数に合わせて統一しました。)

なお、従前どおり、A2のサービス(介護予防訪問介護相当のサービス)を提供する場合は、西東京市くらしヘルパーは従事できませんのでご注意ください。

Q6. 暫定プランでも、西東京市くらしヘルパーがサービス提供することは可能ですか。

A6. 認定結果が要介護となった場合、暫定期間中の西東京市くらしヘルパーによるサービス提供は給付の対象外となります。そのため、暫定プランでは、西東京市くらしヘルパーによるサービス提供は行わないようにしてください。

【問い合わせ先】

西東京市健康福祉部高齢者支援課地域支援係
電話 042-420-2811 (直通)